

第153回通常総会議事録

青森県国民健康保険団体連合会

第153回通常総会議事録

1. 日 時 令和4年7月21日(木) 13時28分～14時23分
2. 場 所 東奥日報新町ビル 3階 「New'sホール」
3. 出席会員 ~ 33名

青森県	青森市	弘前市	黒石市
十和田市	むつ市	つがる市	平川市
平内町	外ヶ浜町	今別町	蓬田村
鰯ヶ沢町	深浦町	西目屋村	藤崎町
板柳町	中泊町	鶴田町	野辺地町
七戸町	六戸町	横浜町	東北町
おいらせ町	大間町	東通村	風間浦村
佐井村	五戸町	田子町	南部町
新郷村			
4. 欠席会員 ~ 9名

八戸市	五所川原市	三沢市	大鰐町
田舎館村	六ヶ所村	三戸町	階上町
医師国保組合			
5. 出席常勤役員 常務理事 弁 甚 悟
6. 事務局 奈良事務局長外12名
7. 提出議案
 - (1) 報告第1号 理事長専決処分事項報告の件
 - (2) 議案第1号 令和3年度青森県国民健康保険団体連合会事業報告の件
 - (3) 議案第2号 令和3年度青森県国民健康保険団体連合会一般会計決算の件
 - (4) 議案第3号 令和3年度青森県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計決算の件
 - (5) 議案第4号 令和3年度青森県国民健康保険団体連合会職員退職手当特別会計決算の件

- (6) 議案第 5 号 令和 3 年度青森県国民健康保険団体連合会
国保新聞等特別会計決算の件
- (7) 議案第 6 号 令和 3 年度青森県国民健康保険団体連合会
第三者行為損害賠償求償事務共同処理事業
特別会計決算の件
- (8) 議案第 7 号 令和 3 年度青森県国民健康保険団体連合会
レセプト電算処理システム準備積立金特別会計
決算の件
- (9) 議案第 8 号 令和 3 年度青森県国民健康保険団体連合会
介護保険事業関係業務特別会計決算の件
- (10) 議案第 9 号 令和 3 年度青森県国民健康保険団体連合会
障害者総合支援法関係業務等特別会計決算の件
- (11) 議案第 10 号 令和 3 年度青森県国民健康保険団体連合会
医師確保対策事業特別会計決算の件
- (12) 議案第 11 号 令和 3 年度青森県国民健康保険団体連合会
後期高齢者医療事業関係業務特別会計決算の件
- (13) 議案第 12 号 令和 3 年度青森県国民健康保険団体連合会
特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計
決算の件
- (14) 議案第 13 号 令和 4 年度青森県国民健康保険団体連合会
一般会計補正予算（案）の件
- (15) 議案第 14 号 令和 4 年度青森県国民健康保険団体連合会
診療報酬審査支払特別会計補正予算（案）の件
- (16) 議案第 15 号 令和 4 年度青森県国民健康保険団体連合会
介護保険事業関係業務特別会計補正予算（案）の件
- (17) 議案第 16 号 令和 4 年度青森県国民健康保険団体連合会
後期高齢者医療事業関係業務特別会計補正予算（案）
の件
- (18) 議案第 17 号 令和 4 年度青森県国民健康保険団体連合会
医師確保対策事業特別会計補正予算（案）の件
- (19) 議案第 18 号 青森県国民健康保険団体連合会理事の補充選任（案）
の件
- (20) 議案第 19 号 国保制度改善強化実行運動に関する決議文の件

小田切課長	第153回通常総会並びに令和4年度顕彰式の開会を告げた。(とき：13時28分)
小野寺理事長	主催者挨拶。(要旨別紙)
小田切課長	表彰状の授与は、本総会の席上において、受賞者の氏名を朗読することにとどめ、当該市町村長からの伝達表彰をお願いすることとし、受賞者20名の氏名を朗読し、顕彰式を終えた。
奈良事務局長	議長の選出について、慣例に従い事務局から指名することに異議がないかを諮ったところ全員異議なく、元青森県町村会会长の六戸町長 吉田 豊氏を選任した。
議長	就任挨拶後、会員総数42名のうち、本日の出席者は33名で過半数に達したので、本総会は成立する旨を宣した。
議長	議事録署名者は慣例に従い、議長から指名することの了承を得て、中泊町長 濱館 豊光氏、大間町長 野崎 尚文氏の両名を指名し、会議日程を本日一日とすることにそれぞれ決定した。
議長	先般行われた監査の結果について監事代表から報告を求めた。
富岡監事	監事を代表して、監査結果について正当と認めた旨報告した。
議長	議案審議に入る旨を告げ、各議案とも要点のみの説明にとどめるよう事務局に対し指示した。
	本総会の提出議案である報告事項1件、議決事項19件を一括上程し、これを適宜分割のうえ審議することの了承を得て、報告第1号理事長専決処分事項報告の件について、事務局の説明を求めた。
奈良事務局長	事務局長の奈良から説明したい。 報告第1号理事長専決処分事項報告は、議案書の3頁からとなるが、説明資料No.1をご用意願いたい。 専決事項は予算補正2件である。 いずれも早急に対応する必要があったため、国保法の規

定により本年4月19日に理事長が専決している。

1点目は（1）の補正理由にあるが、新型コロナウイルス感染拡大に伴って、後期高齢者の感染症に係る医療費の支払予算に不足が生じたため、（2）に記載のとおり、令和3年度後期高齢者医療関係特別会計の公費負担医療支払勘定において、歳入に公費負担者からの受入金を、歳出に医療機関への支払額、それぞれ197万7,000円を追加したものである。

2点目は、介護職員等の処遇改善支援事業の実施に係る予算補正である。

（1）の2段落目からにあるとおり、国は今年10月の介護報酬改定で措置するまでの間、介護と障害福祉施設職員の収入を3%引き上げるための補助金を、都道府県の事業として交付することとし、その申請受付と支払事務を国保連合会に行わせることによるものである。

（2）に記載のとおり、令和4年度の一般会計において、歳入に県からの受入金、歳出に介護・障害施設への補助金支払額、それぞれ総額14億7,853万4,000円を追加したものである。

説明は以上である。

議長 事務局の説明に対して質疑を徴したところ全員異議なく、報告第1号は承認を得た旨宣した。

議長 次に、議案第1号令和3年度事業報告の件について、事務局の説明を求めた。

舛甚常務理事 常務理事の舛甚である。

事業報告については、議案書の14頁をご覧願いたい。重点目標を記載の13点として、これに基づき事業を実施した。

15頁の1の国保関連制度の関係であるが、こここの2段落目である。

都道府県を財政運営の責任主体とする平成30年度からの新国保制度の施行にあたって、国は地方関係団体に毎年

3,400億円の公費投入を確約しており、これまで要望活動を行い、令和4年度は前年度同額の72億円上乗せの3,472億円が確保されている。

次の段落の国保保険者努力支援制度は、全国枠で競争配分される総額1,000億円に加えて、疾病予防・健康づくりをより強力に推進することを目的に、令和2年度分から500億円増額され、これも継続されている。

また、介護保険にも財政的インセンティブとして、保険者機能強化推進交付金、それから保険者努力支援交付金の2つがあり、それぞれ前年度同額の200億円、合計400億円が確保された。

次の段落であるが、全額国費で賄っていた、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した加入者に対する保険税（料）の減免に要した費用について、令和4年度は特別調整交付金に鞍替えし、継続する方針が示された。

また、傷病手当金に対する財政支援も引き続き本年9月末まで実施することになっている。

次の段落の制度改正面であるが、本年4月から「子どもに係る保険税（料）の均等割額の減額措置」が導入される。

それから、「後期高齢者医療費の窓口2割負担」については、一定以上所得者を対象に10月から実施されることになっている。

最後の段落である。

国は社会保障政策の重要課題としてデータヘルス改革に取り組んでおり、その基盤となるものがオンライン資格確認等システムである。

このオンライン資格確認等システムは、市町村から加入者の資格情報をいただき、連合会を経由して国保中央会と支払基金で運用する中間サーバに連携させるシステムである。

これにより、医療機関を受診した時にマイナンバーカードをレコーダーに取り込むと、保険証が不要となるもので、

昨年の10月から運用開始されたところである。

これ以降の項目については、資料で主な点について説明したい。

配付資料No.2の1頁をご覧願いたい。

1点目は保険者インセンティブ制度で、国保の「保険者努力支援制度」の「市町村分」と「都道府県分」の今年の評価指標を掲載しており、黄色い網掛け部分が点数配分の高い項目で、左側の市町村分については「共通③」の「発症予防・重症化予防」、下の方に3つ飛んで「後発医薬品に関する取組」や「収納率」などの配点が高くなっている。

右側の都道府県分であるが、中段に記載の「年齢調整後の1人当たり医療費」、下の「重症化予防」などの取組の配点が高く設定されている。

この都道府県分の指標①と②は、県内全市町村の取組状況を集計した結果で点数を獲得することができるもので、例えば、一番上の特定健診受診率・保健指導実施率の場合、県平均が60%を超えており、その実施率が全国上位の3割以内に入っていること、また前年度から健診受診率の県平均が1%アップ、保健指導は2%アップした時は、満点の25点を獲得することができる。

達成できないときは、細分化されたものごとに点数がつき、全市町村の取組状況の合計でこれが配分される。

2頁は、「市町村分」と「都道府県分」を合わせて、今年度交付される都道府県別の1人当たり交付額の速報値である。

本県1人当たり交付額は、表に記載のとおり3,918円で、3年度に比べて1,023円低く、順位も4位から26位に下がっている。

この要因であるが、「都道府県分」の交付額が、令和3年度に比べ約3億2,000万円低くなってしまっており、これは先程の評価指標のうち「年齢調整後の1人当たり医療費」、これが伸びたことで20点を獲得できなかつたことが大きく

影響していると思われる。

3頁は、市町村分と県分を合わせた令和4年度の県内の市町村別の1人当たり交付額である。

次の4頁は、県内市町村別の獲得点数を項目ごとに図にしたものである。

グラフの上の囲みの部分に記載のとおり、マイナス評価もあるので気を付けて取組んでいただきたい。

次の5頁は、介護保険のインセンティブ制度である。

表の黄色の網掛け部分が点数配分の高い項目で、左側(5)の「介護予防」、(7)の「要介護状態の維持・改善」、右側にある「介護給付の適正化」で「主要5事業」というものがあり、この取組の配点が高くなっている。

6頁は、市町村分の今年度交付される都道府県別1人当たり交付額である。

本県の1人当たりの交付額は、1,160円で、全国10位、右上の表に記載してあるが、1人当たり交付額、順位ともに少し上がっている。

次の7頁は、都道府県別の獲得点数で本県は14位である。

8頁には、県内市町村の獲得点数を掲載しているので参考にしていただきたい。

9頁は、医療費の支払状況である。

グラフの右端の令和3年度の本県の医療費は、国保と後期を合わせると2,529億円である。

コロナによる受診控えなどの影響が顕著だった2年度に比べて若干増加しており、ややコロナ前に戻りつつある。

次は10頁である。

3点目は、介護給付費等の支払状況である。

制度がスタートした平成12年度は年間の支払額が520億円であったが、22年経った令和3年度では約2.7倍の1,393億円と年々増え続けており、コロナの影響はあまりみられなかった。

議長

奈良事務局長

最後の 11 頁は障害介護給付費等の支払状況である。障害者及び 18 歳未満の障害児分も年々増加している。このようなことから、本会としては保険者インセンティブ制度において、各市町村が点数を獲得できるよう県と連携し支援していくとともに、医療や介護等の審査支払業務の的確な処理に引き続き努めて参りたい。

説明は以上である。

事務局の説明に対して質疑を徵したところ全員異議なく、議案第 1 号は原案どおり決定する旨宣した。

次に、決算関係を一括ご審議願いたい。

議案第 2 号令和 3 年度一般会計決算の件から第 12 号令和 3 年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計決算の件までの計 11 件について、事務局の説明を求めた。

決算議案は 180 頁にも及ぶことから、資料 No.3 で説明したい。

1 頁は令和 3 年度の決算総括表である。

一番上の議案第 2 号一般会計から第 12 号特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計までの 11 の会計の合計は一番下の欄で、②の収入高は 4,389 億 1,561 万 9,620 円、③の支出高は 4,387 億 5,268 万 8,948 円、右隣 A 欄の翌年度への繰越額は 1 億 6,293 万 672 円である。

次に、各会計の概要を説明したい。

2 頁をご覧願いたい。

この資料は、左から議案番号、会計の名称と決算額、その右の A 欄は翌年度への繰越額、B 欄には歳入面での予算額との差異を、C 欄には歳出面での予算との差異を載せており、主な理由を赤字で表記している。

はじめに、一番上の議案第 2 号は、一般会計の決算である。

会計区分欄をご覧願いたい。

歳入は 1 億 5,968 万 464 円、歳出は 1 億

2, 902万9, 324円で、差引残高は3, 065万1, 140円である。

B欄の歳入面では、1款負担金が予算編成時の予想よりも被保険者数の減少が少なかったため、予算額に対し190万円程の増額となった。

8款県支出金の大きな減額は、県から委託された「介護・障害施設のコロナ感染予防対策費用を支援する事業」の受入金と交付金を通過経理したものの予算残額であり、歳出3款事業費の同事業の不用分と見合いであるので、決算剰余に影響はない。

C欄の歳出面であるが、令和3年度においてもコロナ禍の影響による会議の中止等が多く、2款総務費、3款事業費で不用額が生じている。

次に、議案第3号は、国保の医療費関係を経理する診療報酬審査支払特別会計である。

まず、運営費に係る業務勘定であるが、歳入7億4, 778万2, 404円、歳出6億7, 203万9, 949円で、差引残高は7, 574万2, 455円である。

歳入面の1款手数料は、コロナ禍の受診控えを見込んで低く積算していたレセプト件数と、国の要請により開始したコロナウイルスワクチンの住所地外接種の件数が見込みを上回ったため、予算額に対し増額となった。

7款諸収入が大きく減額となっているが、これは、例えば国保から社保に移るなど、加入する医療保険が変わったにもかかわらず、前の保険証で受診した方の医療費を保険者間で調整しているもので、歳出8款諸支出金の不用額と見合いである。

歳出面では、この会計もコロナ禍の影響で会議の中止やオンライン開催等が非常に多く、各科目で不用額が発生している。

次に、3頁をお開き願いたい。

医療費等を保険者から受け入れし、医療機関に支払するための通過勘定である4つの支払勘定である。

まず、国保医療費の支払勘定であるが、歳入935億2,157万3,994円、歳出935億2,145万7,082円である。

差引残高11万6,912円は、県立の医療施設が翌月支払となっていることによる繰越額である。

その下は、難病や乳幼児医療など、20項目の公費医療を経理している公費負担医療支払勘定である。

歳入29億5,662万7,000円、歳出29億5,627万9,358円である。

差引残高34万7,642円は、国から概算交付されている高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金であり、3年度はこれに係る支払が生じなかつたため、4年度会計に繰越し、予算補正のうえ全額国庫に返還する。

その下は、出産育児一時金を経理しているもので、歳入歳出とも2億5,581万727円である。

その下は、国の風しん追加対策とコロナワクチン住所地外接種の費用を経理している勘定で、歳入歳出とも4億8,778万9,598円である。

続いて、議案第4号は、職員退職手当特別会計である。

これは複式会計で退職手当積立金を管理しているもので、歳入面の説明欄のとおり、令和3年度は退職金の支給が5,121万円、各会計からの繰入れによる積み増しが2,400万円、差し引き2,721万円減額となった。

会計区分欄、歳入の2,539万4,809円が3月31日現在の保有残額であり、差引残高の369円は定期預金利息である。

続いて、議案第5号は、市町村等への国保新聞や参考図書の斡旋、また国保医療費通知の費用などを経理する、国保新聞等特別会計である。

これも複式会計であり、歳入が8,869万3,735

円、歳出は8, 869万1, 735円で差引残高の2, 000円は当期利益金である。

議案第6号は、第三者行為損害賠償求償事務共同処理事業特別会計である。

これは交通事故などでかかった医療費を、損害保険会社や加害者から求償し保険者に送金するもので、3年度は2億5, 234万4, 083円を収納し、市町村と後期高齢者医療広域連合に送金している。

続いて議案第7号は、レセプト電算処理システム準備積立金特別会計である。

診療報酬改定等に係るシステムの開発費に充てるため、国が定めた負担金を市町村から受け入れし、国保中央会に特別分担金として納入しているもので、歳入歳出とも338万6, 297円である。

続いて議案第8号は、介護保険関係業務特別会計である。

まず、業務勘定は、歳入2億146万4, 575円、歳出1億8, 910万1, 371円で、差引残高は1, 236万3, 204円である。

歳入面での1款手数料収入のマイナスは、赤字で記載の電子証明書発行手数料の減によるものである。

これは、介護事業所がインターネット請求する際に必要な電子証明書の発行手数料を受け入れし、認証機関に納付しているもので、歳出1款事業費の同事務費の不用分と見合いであるため、歳入欠陥ではない。

次に、介護保険事業に係る2つの支払勘定である。

まず、介護給付費の支払勘定は、歳入歳出とも1, 375億5, 455万7, 331円である。

その下の介護保険に関する生活保護や難病など12項目の公費負担給付費を経理している支払勘定は、歳入歳出とも17億5, 479万5, 085円となった。

次に議案第9号は、障害者総合支援法に関する特別会計である。

まず業務勘定は、歳入6, 049万2, 546円、歳出5, 315万7, 083円で差引残高は733万5, 463円である。

歳入面の1款手数料は、レセプト件数が予算積算より若干上回り、183万円の増となった。

電子証明書発行件数の減による手数料の減収であるが、介護保険同様、歳出1款総務費の当該事務費不用分と見合いである。

下の障害介護給付費を経理する支払勘定は、歳入歳出とも369億4, 798万1, 958円、その下は18歳未満の障害児給付費の支払勘定で、歳入歳出ともに54億1, 563万2, 578円で、対前年比10%と大きく伸びてきている。

続いて議案第10号は、本県の医師不足解消に向けて、県と市町村が拠出し実施している医師確保対策事業に係る特別会計である。

歳入1億4, 480万4, 500円、歳出1億4, 243万9, 500円で、差引残高は236万5, 000円である。

歳出面をご覧願いたい。

令和3年度は、支援している学生の留年などの契約解除や支援停止により、1款事業費の支援費が798万円不用となった。

このうち県の負担分は年度内に調整するため、歳入の2款県支出金が568万円減額となっている。

差引237万円は、市町村の負担分であり、これを4年度に繰越し、市町村の負担金から減額している。

6頁をご覧願いたい。

議案第11号は、後期高齢者医療関係の特別会計である。

まず、業務勘定だが、歳入7億4, 919万7, 529円、歳出7億2, 104万3, 578円で差引残高は

2, 815万3, 951円である。

歳入面の1款手数料は、受診控えによりレセプト件数が見込みほど戻らなかつたため、予算額を若干下回っている。

4款受託事業収入の減は、歳出2款事業費の不用額と見合いである。

歳出面では、1款総務費において、職員の退職、また、コロナ禍の影響により事務執行経費の不用額が生じている。

また、5款国保中央会負担金の不用額も、コロナの影響でレセプト件数が減り、負担額が減少したものである。

その下は、後期高齢者医療に関する医療費の支払勘定で、歳入歳出とも1, 559億2, 299万7, 253円である。

また、その下の公費負担支払勘定は、歳入歳出とも4億6, 885万5, 657円で、対前年度比14. 8%増と大きく伸びている。

次に7頁である。

議案第12号は、特定健診等事業特別会計である。

まず、業務勘定は、歳入4, 002万1, 422円、歳出3, 416万8, 886円で、差引残高585万2, 536円である。

歳入面の1款手数料は、受診控えを見込んで低く抑えていたために、予算額に対して163万円程の増となつたが、実額対前年度比では60万円程度の増となっており、令和2年度のコロナによる大きな落ち込みからは戻っていない状況である。

下の特定健診等費用支払勘定は、国保被保険者分の健診費用で、歳入歳出とも7億5, 532万3, 338円、その下は後期高齢者分の健診費用で、歳入歳出4億41万2, 737円である。

各会計の決算状況は以上であるが、最後に8頁積立金の状況をご覧願いたい。

下から2つ目の8番合計額である。

	<p>積立計画に基づく積立金種類ごとの合計であるが、令和4年5月31日現在の総保有額は、2億6,961万8,661円である。</p> <p>国保総合システムの更改に備える機器購入積立金等の増額などにより、昨年度比2,570万4,157円の増である。</p> <p>説明は以上である。</p>
議長	<p>事務局の説明に対して質疑を徵したところ全員異議なく、議案第2号から第12号までの計11件の議案は原案どおり決定する旨宣した。</p>
議長	<p>次に、補正予算関係を一括ご審議願いたい。</p> <p>議案第13号令和4年度一般会計補正予算の件から第17号令和4年度医師確保対策事業特別会計補正予算の件までの計5件について、事務局の説明を求めた。</p>
奈良事務局長	<p>資料No.4の1頁をお開き願いたい。</p> <p>令和4年度予算補正是5件である。</p> <p>1点目は、一般会計である。</p> <p>保険者からの負担金等で賄う一般会計においては、被保険者数の減少がますます進み、令和5年度においても大きな減収が予想されるので、議案第13号において、令和3年度繰越金を財源に予備費を449万1,000円追加し、それに備えたいというものである。</p> <p>次に2点目は、国保診療報酬の審査支払特別会計と後期高齢者医療事業関係特別会計についてである。</p> <p>令和6年3月に全国クラウド化で行われる国保総合システムの次期更改に伴い、開発負担金の拠出のほかに審査委員会端末の総入れ替えなど、本会側でも大規模な調達が想定される。</p> <p>そのため、その準備経費に充てるために、このシステムに関連する2つの会計で、それぞれ令和3年度繰越金を財源に財政調整基金を積み増ししたいというものである。</p> <p>国保審査会計は、議案第14号において2,023万</p>

2, 000円を、後期会計は、議案第16号において1,072万3,000円を追加したいというものである。

3点目は、先程3年度決算議案で説明した、国から概算交付されている「高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金」についてであり、下の内訳のとおり、3年度から繰越した概算交付金全額と過年度の過誤調整分を合わせて、34万8,000円を公費負担支払勘定に追加し、国に返還するものである。

なお、この公費負担の支払勘定も国保審査会計に属しているので、一つ上と同じく議案第14号での提案となる。

4点目は、介護保険事業関係業務特別会計である。

介護保険事業においては、令和5年度に市町村業務端末の入れ替えなど多額の経費が必要となるので、それに備えるため、議案第15号において令和3年度繰越金を財源に336万3,000円を財政調整基金に積み増ししたいものである。

5点目は、医師確保対策事業特別会計である。

この事業の4年度において、修学中の学生の契約解除が3名と、指定医療機関以外で勤務することとした3名が発生し、計6名に貸付金の返還が生じたため、議案第17号においてその返還額2,612万5,000円を追加するものである。

なお、このうちの県負担分は4年度内で県に返還し、市町村負担分は5年度に繰越して市町村負担金に充当することとなる。

以下、3頁までは各会計の補正予算の内容を、4頁、5頁には補正予算総括表を載せている。

説明は以上である。

議長 事務局の説明に対して質疑を徴したところ全員異議なく、議案第13号から第17号までの計5件の議案は原案どおり決定する旨宣した。

議長 次に、議案第18号理事の補充選任の件について事務局

奈良事務局長

の説明を求めた。

議案書の304頁をお開き願いたい。

議案第18号は、理事の補充選任の件であり、本年4月に生じた欠員理事2名について、選任区分である各団体から推薦があったため、「本会役員選任方法等に関する規則」に基づき選任したいという主旨である。

理事候補者は、2に記載のとおり、県町村会推薦の東通村長 畑中 稔朗さんと県推薦の青森県健康福祉部長 永田翔さんのお2人である。

なお、6月10日にもう1名の理事欠員が生じたが、こちらは推薦に係る手続きが今回の総会終了後となるので、年明け令和5年2月の次回総会での選任となる。

説明は以上である。

議長

事務局の説明に対して質疑を徴したところ全員異議なく、議案第18号は原案どおり決定する旨宣した。

議長

次に、議案第19号国保制度改善強化実行運動に関する決議文の件について事務局の説明を求めた。

長内事務局次長

事務局次長の長内から説明したい。

議案書の307頁をお開き願いたい。

令和4年度の国保制度改善強化全国大会は、本年11月18日に東京都で開催予定となっている。

この全国大会を経て、実現を期する当面の懸案事項として11項目を掲げ、本年度の制度改善運動を展開して参りたいという主旨であることを説明し、決議文を朗読した。

議長

事務局の説明に対し質疑を徴したところ全員異議なく、議案第19号は原案どおり決定する旨宣した。

議長

全議案の議了を宣した。（とき：14時22分）

櫻井副理事長

閉会挨拶。（とき：14時23分）

小田切課長

総会日程の終了を告げた。

上記第 153 回通常総会の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 4 年 8 月 10 日

議長 告由豊

令和 4 年 8 月 12 日

議事録署名者

賓館豊光

令和 4 年 8 月 16 日

同上

野崎尚文

第153回通常総会・理事長挨拶文

とき 令和4年7月21日 午後1時30分

ところ 東奥日報新町ビル3階「Newsホール」

皆様、こんにちは。

理事長を務めます青森市長小野寺晃彦でございます。

第153回通常総会の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

皆様には、ご多忙のところご出席賜りまして、誠にありがとうございました。

ご案内のように、本日の総会は、令和3年度の事業報告、また、各会計の決算等をご審議賜ります。

また、それに先立ちまして、永年にわたり国保事業の発展と安定運営に寄与されまして、その功績が顕著な方々の表彰をさせていただいております。

本日ご出席いただいておりますお二方、船橋 平内町長様、また、山本 田子町長様をはじめ、受賞されました方、本日の資料にもお名前を掲載させていただいておりますが、これまでのお力添えに、改めて感謝を申し上げます。

ありがとうございます。

さて、議案の説明については、議案審議と併せ進めて参りますが、冒頭、私から2点ご報告申し上げます。

1点目は、国保を取り巻く情勢についてでございます。
6月7日に閣議決定されました、いわゆる「骨太の方針」におきまして、「国保の普通調整交付金の配分の在り方」や「生活保護受給者の国保等への加入」について、地方団体等と議論を深めるといったことが盛り込まれたと承知をしております。

普通調整交付金が担う、所得調整機能につきましては、国保制度にとって極めて重要であります。

また、生活保護受給者の医療費負担を国保等へ付け替えることは、制度破綻を招き、社会保障制度の根幹を搖るがしかねないものとして、国保中央会、また、地方団体と連携のうえ、強く反対の意を示していく必要がございます。

また、本県の状況でございますが、本日「国保財政等の状況」を別にお配りしておりますが、令和3年度の決算見込みは、県内全市町村が黒字でございます。

これは、国保財政運営の都道府県化に伴なつて実施され

ます、国の3400億円の公費投入、また、保険税、保険料の激変緩和措置に加え、新型コロナ感染拡大に伴う受診控えが大きく影響しております。

とは言え、基金の取崩しで対応している市町村も少なくございません。

こうした運営努力にかかわらず、国の厳しい見直しがあるということにつきましては、断固反対し、また、財政支援の拡充をしつかり求めていく必要があります。

2点目については、令和3年度の会務運営についてあります。

年間2500億円を超えます、国保・後期高齢者の医療費、また、1400億円台目前まで増加しております、介護給付費の審査支払業務、これらをはじめ、「保険者努力支援制度」の評価指標になつております、医療費適正化対策、さらには、介護予防などの保険者業務への支援に全力を挙げて取り組んできたところです。

また、新型コロナ拡大が続く中、ワクチンの「住所地外接種」に係る費用決済業務など、国が推進する保健医療対策への協力を通じ、県・市町村事務の軽減に取り組んで

きたところであります。

本会としては、国保事業の一層の安定運営のため、引き続き、保険者支援に積極的に取り組んで参りますので、ご臨席の皆様のご支援、ご協力をお願いして、冒頭のご挨拶といたします。

本日は、どうぞよろしくお願ひいたします。